

申出に対する協議事項及び協議の方針（案）

敷地特性等に関する事項

敷地特性や敷地の周辺状況、景観的特徴など	市の考え方
<p>〔接する道路の状況（道路の数、接道長さ、幅員、商店街、交通量、歩道の有無など）〕 計画地は南側に幅員21.86mの道路（本町通り、人通り多い）に48.0m、東側に幅員17.64m（大さん橋通り、人通り多い）に31.2m接しています。</p> <p>〔敷地内及び近接する歴史的な建造物の有無〕 ・敷地内に歴史的建造物はありません。 ・計画地の南側約22mのところに「横浜情報文化センター」、東側約80mのところに神奈川県庁があります。</p> <p>〔近接する景観的特徴のある施設（河川、港、橋、古木、公園、マリントワー、商店街等）〕 ・北側約50mのところに開港広場公園があります。</p> <p>〔眺望の視点場からの望見の可否〕 ・大さん橋からの眺望景観（海岸通り側）から建物上層部が見えます。</p>	<p>・計画地は、日本大通り特定地区に属しており、「広幅員の街路とイチョウ並木、開港の歴史を伝える歴史的建造物によって構成される横浜を代表する格調の高い空間と、御影石やスクラッチタイルを基調にした歴史的景観に調和した街並みを形成する」（地区別行為指針 ア）ことや、「日本大通り特定地区の格調及び来街者の利便性を高める業務機能や観光・文化機能の導入を推進し、賑わいのある街並みを形成する」（同 ウ）こと、「中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する」（同 エ）こと、「屋外広告物は、日本大通り特定地区の歴史的景観を考慮し、港から見た景観や日本大通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものにする」（同 カ）ことが求められます。</p>

計画趣旨に関する事項

行為指針 (番号)	申出者の考え方	協議事項及び協議の方針
1 (1)、(2)、(3)、(4)ア、(5)アからエまで、(6)ア、イ(イ)及びウ、(7)、(8)ア、(9)ア、イ、ウ(ウを除く)、2 (3)ア、ウ、エ、オ、1 (10)、2 (3)カ	都市景観協議申出書（別添）第3面に記載のとおり	申出者の考え方のとおり
上記以外	該当なし	